

# 水道を廃止する



いつまでに？



2週間前

## 必要なモノ



給水装置工事施工承認申込書



給水装置工事完了届兼検査申請書



給水装置使用届(廃止)



設計審査手数料の納付

上下水道お客様センターへ提出

丹波市各支所または  
丹波市指定金融機関  
(指定代理、収納代理)

### 廃止の 取り扱いについて

廃止届を提出されますと、水道メーター及び給水管の撤去が必要となります。そのため、再度水道を使用される場合は、新規加入となり加入金及び給水装置工事が必要になりますのでご注意ください。

提出・お問合せ先

上下水道お客様センター



669-4192 丹波市春日町黒井811番地



0795-88-5107